

第7回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：令和5年4月18日（火） 14:00～14:47

会場：広島合同庁舎4号館2階 共用第11会議室

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ただいまから、第7回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、中国四国厚生局年金審査課長の横手でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、ご連絡とお願ひをさせていただきます。

はじめに、本会議の議事録を作成するため、本会場において業者の方に録音の対応をお願いしておりますのでお知らせいたします。また、議事中には、当局ホームページへ掲載用の写真を撮らせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず「議事次第」「委員名簿」「座席表」をご確認ください。次に議事に関する資料といたしまして、資料1「地方年金記録訂正審議会規則」、資料2「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」、資料3「諮問を付議する部会の決定について（一部改正案）」、資料3は3-1、3-2、3-3、3-4とあります。最後に資料4としまして「年金記録の訂正に関する事業状況」。資料は以上でございます。皆さま、資料の不足はございませんでしょうか。

本日お配りしておりますこれらの資料につきましては、お持ち帰りいただいて結構でございます。また、お持ち帰りにならない場合は、机上にお残しいただきましたら、事務局のほうで各委員の皆さまのファイルに編綴して保存させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ご出席の委員の方々をご紹介させていただきます。お手元の座席表をご参照ください。

石川委員でございます。

○石川委員

石川でございます。よろしくお願ひします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

石田委員でございます。

○石田委員

石田でございます。よろしくお願ひいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

植田委員でございます。

○植田委員

植田でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

畝田谷委員でございます。

○畝田谷委員

畝田谷でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

大本委員でございます。

○大本委員

大本でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

木下委員でございます。

○木下委員

木下です。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

久保委員でございます。

○久保委員

よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

十鳥委員でございます。

○十鳥委員

十鳥でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

中嶋委員でございます。

○中嶋委員

中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

久行委員でございます。

○久行委員

久行です。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

米田委員でございます。

○米田委員

米田でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

本日まで出席の委員のうち、十鳥委員におかれましては4月10日付で新任でございます。また石田委員、植田委員、畝田谷委員、木下委員、中嶋委員におかれましては同日付で再任でございます。そして本日まで欠席でございますが小早川委員は同日付で新任、谷委員は再任でございます。皆さま、よろしくお願いいたします。

本来でございますと、新任、再任の委員の皆さまには任命通知書を手交させていただくべきところではございますが、あらかじめお手元の封筒に入れて置かせていただいております。おそれ入りますが、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。なお、当審議会の委員の任期は2年となっておりますので、任期中の委員につきましては任命通知書の交付はございません。

ここで本日現在の当審議会の委員総数について確認させていただきます。お手元の委員名簿にございますとおりですが、令和5年4月10日現在、新任、再任、また任期中の委員を合わせまして、本日現在の委員総数は13名となっております。なお、これまで15名の体制でしたが、このたび2名減となりまして委員総数は13名となっておりますことをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、中国四国厚生局長 小森よりごあいさつを申し上げます。

○小森（中国四国厚生局長）

中国四国厚生局長の小森でございます。第7回総会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。年金記録訂正審議会におきましては、滞りなくご審議いただいておりますことにつきまして、委員の皆さまのご理解、ご尽力によるものと感謝しております。また、この都度、新たに就任いただきました委員の皆さまにはこれからお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、公的年金制度は、国民の皆さまの老後を支える重要な制度であり、持続可能な制度の維持が求められます。直近の令和2年改正におきましては、より多くの方が、より長く、多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることを目的とする改正が行われ、在職高齢年金制度の見直しや厚生年金の加入対象につきまして、士業の5人以上の個人事業者への適用拡大も実

施されております。また事業運営においてはデジタル化の促進が重要となっております、マイナポータルを活用した電子的なサービスの提供も進められております。

このように、国民の皆さまに信頼され安心できる制度と運営のため、積極的な改善が進められているところでございますが、年金制度において最も基本で重要なことは年金記録をしっかりと正確に管理することです。年金記録の訂正請求につきましては、請求者の立場に立って、しっかりと調査を行い、公平かつ公正な判断を継続すること、このことは厚生局に求められる重要な責務であると承知しているところでございます。

委員の皆さまには、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

続きまして、事務局の出席者を紹介いたします。

四国厚生支局 榎本支局長でございます。

○榎本（四国厚生支局長）

榎本でございます。よろしく願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

中国四国厚生局 鹿間年金管理官です。

○鹿間（中国四国厚生局年金管理官）

鹿間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局 主藤年金管理官です。

○主藤（四国厚生支局年金管理官）

主藤でございます。よろしく願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局 池田年金審査課長です。

○池田（四国厚生支局年金審査課長）

池田でございます。よろしく願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

事務局は以上でございます。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

委員総数 13 名に対しまして 11 名の委員の出席を確認しております。地方年金記録訂正審議会規則第七条第 1 項に規定する過半数の委員の出席が認められますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

【議題 1】

「会長の選任について」

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは、本日の議事に入らせていただきます。最初の議題は会長の選任についてです。

前会長の柳瀬委員、前会長代行の江口委員におかれましては、本年 4 月 9 日付をもって委員の任期が満了となりました。本会議の議長となる会長の選出までの進行につきましては、引き続き私のほうで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長の選出をお願いしたいと思います。会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第五条第 1 項において「委員の互選により選任する」とされています。会長の推薦について、ご意見をお願いいたします。

久保委員、お願いいたします。

○久保委員

久保でございます。

私、会長としては久行康夫委員を推薦いたします。久行委員は 1 年間、第 2 部会の部会長として滞りなく進行されたとお聞きしていますし、また弁護士としても三十有余年にわたって、顧客から信頼感がある、また安定した活動をされているというふうに評価しているからでございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ありがとうございます。ただいま、久保委員から久行委員を推薦する発言がございました。ほかの委員の皆さま、いかがでしょうか。

中嶋委員、お願いします。

○中嶋委員

私も久行委員に今期の会長をお願いしたらいいと思います。私も去年 1 年間、久行委員と第 2 部会で一緒させていただいておまして、部会運営をきちんとされておられますので非常に尊敬をしているところでございます。どうか久行委員、よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ありがとうございます。

皆さま、いかがでしょうか。

(拍手)

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ありがとうございます。

それでは、皆さまのご賛同によりまして、久行委員に会長をお願いしたいと思います。

久行委員、会長席のほうに移動をお願いいたします。

○久行会長

ただいま、皆さまから会長へご選出いただきました久行です。一言ごあいさつを申し上げます。

皆さまもご承知のとおり、年金制度は国民生活の基本となる非常に重要な制度であります。その記録が適切に、かつ正確になされ、管理されていることが重要であることは言うまでもないことです。その訂正請求があった場合については、国民の立場に立って、公平かつ公正な決定を行うことが求められており、審議が適切に行われることは極めて重要ですので、委員の皆さまにおかれましては、これにご協力いただくようお願いする次第でございます。

簡単ではありますが、就任にあたってのごあいさつとさせていただきます。

それでは議事の進行をさせていただきます。

はじめに、本日の会議についての公開または非公開の判断をしたいと思います。お手元の資料2、審議会運営規則の十条によりまして、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」と定められております。

このたびの審議に関しまして、個人情報などの問題もなく、秘密にしなければならないという事情はございません。この審議の公正を担保する、透明性を高めるという意味で、このたびは公開で議事を進めさせていただきたいと思っております。

事務局は、運営規則第十三条3項の規定に基づく議事録を作成し、公開してください。

また、同十三条第4項に規定する議事録署名人については、会長のほか2名の委員を指名することとされておりますので、石川委員と大本委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、事務局は第十三条の1項及び2項の規定により、議事要旨の作成及び公開についてもよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から公開の方法について説明をお願いします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

説明させていただきます。議事録及び議事要旨につきましては、当局ホームページに掲載することにより公開させていただきます。以上でございます。

○久行会長

ありがとうございます。

【議題 2】

「副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」

○久行会長

それでは議題 2 の当審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入らせていただきます。

事務局は取り扱いについてご説明をお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ご説明いたします。資料 1 「地方年金記録訂正審議会規則」をご覧ください。

第五条第 3 項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされておりまして、会長代りを会長が指名することとなります。

続いて資料 2 をご覧ください。当審議会運営規則でございます。第三条第 1 項において、副会長につきましては「審議会は、1 人以内の副会長を置くことができる」とし、同第 2 項において「副会長は会長が指名する」とされています。

続いて、資料 1 に戻りまして、審議会規則の第六条第 2 項をご覧ください。「部会に属すべき委員は、会長が指名する」とし、第 3 項では部会長を会長が指名する旨、規定されています。

従いまして、当審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長につきましては、会長にご指名いただくこととなります。

○久行会長

それでは、私から指名させていただきます。

事務局は部会別の委員一覧表の配布をお願いします。

（「部会に属すべき委員一覧表」配布）

○久行会長

それでは、配布いただきました「部会別委員一覧表」をご覧ください。

まず、副会長は小早川委員を指名させていただきます。会長代行は久保委員を指名させていただきます。

そして、各部会に所属すべき委員は、先ほどお配りした一覧の表のとおり指名させていただきます。また、第 1 部会の部会長は久保委員、第 3 部会の部会長は小早川委員、第 2 部会の部会長として、私、久行を指名させていただきます。

【議題 3】

『諮問を付議する部会の決定について』の一部改正について」

○久行会長

続きまして、議題3「諮問を付議する部会の決定について」、その一部改正について事務局から説明をお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

「諮問を付議する部会の決定について」の一部改正案についてご説明させていただきます。資料3の1から4までございますが、資料3-3が現行の全文となっております。資料3-1は、改正についてご承認いただいた場合の改正後の全文となっております。また、資料3-2が現行と改正案の対照表となっておりますので、この資料3-2の新旧対照表をご参照いただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

年金記録訂正請求事案について、中国四国厚生局長または四国厚生支局長から会長に諮問された事案の部会への付議につきましては、資料2にあります運営規則第六条第1項によるところでございまして、会長は部会長の意見を聞いて付議する部会を定めるとされているところでございます。

この際、本件ですが、付議する部会の定めによりまして、現行では、表に示されているとおりでございますが、中国または四国の各年金審査課には、第1、第2または第3の各部会に対応する調査チームが置かれていることを前提といたしまして、調査を行った調査チームに対応する部会へ付議することが原則とされているところでございます。

これに対しまして改正案では、部会に対応する調査チームが置かれているということをご前提とせず、四国支局長からの諮問事案は第3部会、中国四国厚生局長からの諮問事案は第1部会または第2部会へ付議するよう改正を提案させていただくものでございます。

つまり中国四国厚生局といたしましては、年金審査課の運営体制について、現在2チームに分けて調査チームを置いておりますけれども、これを一本化して事案調査にあたる体制として運営することとしております。そのため、このたびの改正案を提案させていただいたところでございます。

少し、この背景についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料3-4をご覧ください。

資料3-4には、訂正請求の受付件数の状況をお示ししております。中国局の受付件数をご覧ください。平成27年度がスタートですけれども152件、28年度が109件、29年度から令和2年度にかけては70~80件ほどで推移しております。75、81、82、73という推移でございまして。そして令和3年度は39件、令和4年度は27件となっております。

この件数は受付件数となっておりますので、部会の審議件数とは異なりますけれども、部会の審議件数の経過についても受付件数に沿ったものとなっております。

このように、令和3年度、4年度は30件程度で推移しておりまして、その前の半数程度となっているのが現状でございます。特別な事情がない限りは受付件数が急増するという可能性は低いというふうに考えておりまして、このような状況を踏まえまして、調査チームについては一本化して運営するほうが効率的であるというふうに考えているところでございます。

そして、本改正をご承認いただくことができた場合には、中国四国厚生局長から諮問された順に適宜、第1部会または第2部会へ付議していただくことが可能となります。そして、第1部会と第2部会で付議する事案の配分につきましては、1回の部会あたりの審議が過重とならないよう、事務局としま

しても、会長、部会長と相談して対応してまいりたいと考えております。

本改正案について、委員の皆さまのご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○久行会長

どうもありがとうございました。

この諮問を付議する部会の決定については、運営規則上、会長決定事項になっておりますが、この資料3-1、3-2あるいは3-3を見ていただくと、これは平成27年4月13日に定められていますけれども、この時も総会の承認を得ており、その後の平成30年4月12日も総会の承認を得て一部改正がなされています。そういう意味で、このたびの改正についても総会の承認をお願いしたいと思っております。

ただいま、事務局から説明がありました諮問を付議する部会の決定事項についての一部改正について、何かご質問、ご意見などはございますか。

○久行会長

ご質問、ご意見がないようですので、委員の皆さまは改正案に賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○久行会長

ありがとうございます。では、全会一致で承認、賛成ということで決定させていただきます。

【議題4】

「年金記録の訂正に関する事業状況について」

○久行会長

続きまして、議題4「年金記録の訂正に関する事業状況について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○池田（四国厚生支局年金審査課長）

四国厚生支局 年金審査課長の池田でございます。説明をさせていただきます。

お手元の資料4「年金記録の訂正に関する事業状況」をご覧ください。この資料につきましては、厚生労働省年金局において、年金記録の訂正に係る事業状況をまとめたもので、昨年12月に開催されました第10回社会保障審議会 年金記録訂正分科会で報告されたものでございます。時間等の関係もございまして、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは1ページをご覧ください。令和3年度の受付状況でございます。令和3年度の訂正請求の受

付総件数は6,013件でございます。受付件数の推移につきましては、総務省に設置されていた第三者委員会に確認・申し立てを行っていた期間を含めて、平成22年度以降、平成30年度までは減少傾向が続いておりましたが、令和元年度から増加に転じ、令和3年度も719件の増加となっております。受付件数の制度別の割合といたしましては、厚生年金が全体の95.5%ということで、令和2年度より厚生年金の比率が1.5%高くなっております。

②といたしまして、令和4年度上期の受付状況でございますが、令和4年度上期の速報値では、対前年同期と比べますと1,026件の減少となっております。制度別では厚生年金が995件減少し、国民年金が30件減少、脱退手当金が1件の減少となっております。

2ページは受付件数でございます。平成27年度から平成30年度までは減少傾向でございましたが、令和元年度からは毎年増加しており、令和3年度は合計6,013件の受付となっております。増加の原因といたしましては、(3)の地方厚生局別の受付件数のうち、近畿厚生局の令和3年度の受付件数が1,824件となっておりますが、この中には700件の一括訂正があったことなどが原因でございます。

一方で、中国四国厚生局と四国厚生支局の受付件数は減少しており、中国四国厚生局は令和2年度672件から令和3年度376件、四国厚生支局は令和2年度62件から令和3年度54件の受付件数となっております。

3ページは処理件数でございます。令和3年度の「合計」と書いた所をご覧くださいますと、地方厚生局の処理事案は1,153件で、日本年金機構が処理をした事案は4,912件、合わせて6,065件処理したということでございます。

4ページは、第三者委員会の過去の経過の数字でございます。平成21年度、平成22年度当時は年間受付件数が6万件に増えておりましたが、その後は減少傾向でございます。

5ページは制度別・処理事案別の処理件数でございます。右側の処理事案別の件数のうち、令和3年度をご覧くださいますと、日本年金機構の処理が全体の約8割、地方厚生局に送られて審議会の審議を経て処理しているものが約2割という構成になっております。

6ページは、処理件数を訂正されたものと不訂正のものを円グラフにしたものです。傾向的には、厚生年金は訂正決定が多いのですが、国民年金、脱退手当金は不訂正決定が多いということです。

7ページは記録訂正の傾向でございます。平成24年度から7割台、8割台の記録訂正率になっており、令和3年度においては91.7%と過去最高の訂正率となっております。

8ページは取下げ等の件数でございます。取下げ件数が令和3年度は合計310件あったということで、数パーセントの取下げがあるということです。

9ページは処理中事案の状況でございます。①受付件数の累計の合計欄を見ていただきますと、3万7,726件の受付累計に対しまして、②の処理、③の取下げ等が行われ、96.5%は年度末までに処理が終わっておりますが、年度末で翌年に繰り越されたものが1,317件ということでございます。令和2年度末と比較しますと、年度末の翌年度への繰り越しの処理中事案件数が1,676件から1,317件へと減少となっております。

また、右下の図が処理段階別の処理中事案の件数でございますが、約4分の3は年金機構での受付処理段階となっております。

10ページにつきましては、いわゆる処理期間、事案の処理にかかる時間でございます。標準処理期間143日となっておりますが、事案の処理が進む一方で、中にはどうしても複雑で時間のかかる事案も最

近は散見されておりますので、そうしました影響もあり、全制度平均では210.7日ということになっております。

(1)は厚生局処理事案でございます。(2)は、いわゆる証拠資料があることから、日本年金機構段階で回復されたものですが、平均して98.4日で処理が終わっているということです。

11ページをご覧くださいますと、請求者の状況ということで、訂正請求は、ご本人だけではなく、遺族年金、未支給年金など一定の給付を受けられるご遺族の方も訂正請求が可能ですが、ご本人の請求が圧倒的に多いという状況になっており、被保険者の遺族による請求が30件となっております。

12ページは年齢階層別でございます。年齢階層で見ますと、60歳代以上が約44%となっておりますが、当初は6割が60歳代以上の方だったのと比べますと、現役世代の方の状況が増えているということです。

13ページをご覧くださいますと、裁定済み者、いわゆる年金受給者が30.9%ということで、やはり現役世代の方の比率が高まっている傾向が続いております。

14ページは住所地別で、大都市を抱える都道府県がどうしても順位が高くなっており、中国5県の割合は2.6%、四国4県は2.1%となっております。

15ページからは数字の性質が若干変わりますので説明をさせていただきます。

14ページまでは、請求者が1回に出される事案を1件と数えておりましたが、15ページからは、1件の事案の中に、例えば賞与などで7月と12月など、1人で請求期間を複数請求される方もいらっしゃいますし、一つの事案の中でいろんなタイプ、例えば賞与についての請求と被保険者期間の請求といった違う性質の請求をされる方もいらっしゃいますので、どうしても細やかな事案の分析となりますと、地方厚生局の審議会が審議している一件一件の単位である請求期間ごとに事案をばらして検討する必要がございます。従いまして、令和3年度2,206件と書いてありますが、これは一つの事案の中に含まれている請求期間を表したものでございます。

3ページにもありましたが、地方厚生局処理事案1,153件の事案をばらした請求が2,206件でございます。従いまして、処理事案1件あたり平均いたしますと、請求期間が2件以上含まれているものが多いということかと思われれます。また、請求期間の分類をご覧くださいますと、令和3年度は厚生年金で65.1%が標準賞与額に係る訂正請求であり、近年では標準賞与額の件数が多いのが特徴でございます。

16ページが請求期間です。平成15年4月以降が圧倒的に多くなっておりますが、これにつきましては賞与から保険料を請求するようになった総報酬制度の導入が大きく影響しているということでございます。

17ページは請求期間の月数別でございますが、賞与は1カ月にカウントしておりますので、1カ月が圧倒的に多いのは賞与事案を示しているというものでございます。

18ページは、今回の請求期間を訂正されたものと不訂正のものに分類したものでございます。これをご覧くださいますと、厚生年金全体では令和2年度訂正決定1,812件だったものが、令和3年度は1,559件と減少をしており、それに対して不訂正決定されたものは令和2年度551件から令和3年度647件と増加している状況でございます。右側のグラフにつきましては、訂正決定率を棒グラフで令和2年度と令和3年度を比較したものでございます。

次に国民年金をご覧くださいますと、国民年金全体で令和2年度は8.4%訂正されておりましたが、令和3年度は8.8%と訂正決定率がやや増加している状況でございます。

次に19ページをご覧くださいますと、請求期間についてどれぐらいの月数があるかということでございます。厚生年金をご覧くださいますと、賞与は全て1カ月にカウントしておりますが、厚生年金の③をご覧くださいますと、訂正決定、不訂正決定の平均月数でございますが、標準報酬月額訂正請求は、訂正決定されたもので平均31.9カ月、不訂正決定は平均28.3カ月となっております。全体的には、訂正決定された請求期間のほうが短く、不訂正決定された請求期間のほうが長くなっております。

次に20ページをご覧くださいますと、請求期間がどの時期のものであるか、時期別に分類したものです。平成15年4月以降の件数が多いのは賞与事案が含まれているからです。

21ページは月数別ですが、これも賞与が1カ月ということなので、どうしても1カ月が多いということでございます。

続きまして、22ページは厚生年金の訂正決定に至る適用法、理由となった法律でございます。給与から保険料が天引きされているにもかかわらず記録がない、いわゆる事業主の届け出漏れによる訂正を認めた厚生年金特例法の対象が圧倒的に多いということです。また、訂正された事案の中でも、賞与に係るものが非常に多い傾向が示されております。

23ページからは関連資料・周辺事情の状況でございますが、一つの事案について、例えば賞与事案で平成15年12月にボーナス50万から保険料が引かれたという申し立てがあった場合に、給与明細があるとか事業主が確かに保険料を引いたという供述があり、記録訂正にプラスに働くものは積極的の事情、逆にこの人にはボーナスを払ってないという証言が出れば消極的の事情と申しており、これらを総合的に判断し、適切に行っていることを数値化したものでございます。中身的には、訂正決定されたものは積極的の事情が多く、不訂正のものは消極的の事情が多いという傾向になっております。

23ページは全体像、24ページ、25ページは、今の説明について具体的な事項を列挙したものでございますが、詳細な説明は省略させていただきます。

続きまして、26ページは日本年金機構が記録を訂正したものの件数でございます。今まで、地方厚生局の処理事案に関しまして説明をしましたが、26ページは日本年金機構の事案件数を挙げております。先ほど3ページは、日本年金機構の令和3年度の処理事案件数が4,912件と申しておりましたが、4,912件は全期間について日本年金機構が訂正したもので、一部訂正したものが74件あります。従いまして、4,912件に74件を足しまして、さらに一つの事案の中に複数にまたがっているものが48件ありますので、合計処理件数が5,034件となっております。

5,034件の内訳ですが、97%が賞与事案となっております。日本年金機構で処理できるものは、資料が揃っているもの、直接的な資料があるもの。証拠があるものを記録訂正するのが日本年金機構の役割となっております。

28ページは、地方厚生局で事案を処理するにあたって、地方年金記録訂正審議会の状況を挙げており、件数は減っておりますが、精力的にご審議いただいている状況でございます。中国四国厚生局の令和3年度部会回数は20回、四国厚生支局は11回となっております。

続きまして、30ページからは年金局年金記録審査室が行っております、地方厚生局の処分に不服がある方が申し立てた審査請求の件数でございます。令和2年度の審査請求は56件ありましたが、令和3年度は60件と少し増加をしております。

31ページですが、令和3年度に審査請求がありました60件を年齢階層別にしたものでございます。裁定済み者が30件で、割合としては50%となっております。

32 ページは、今申し上げました申し立てがあった 60 件の事案を、その事案に含まれる請求期間ごとに分類したものです。60 件のうち、複数の事案類型に該当するものがあるため、合計が 153 件となりますが、厚生年金の標準賞与額と被保険者期間に係る申し立てが増加している傾向が見られます。

続きまして、33 ページは訴訟の状況でございます。令和 4 年 9 月末までに訴訟の総件数は 69 件となっておりますが、(3) の下を見ていただきますと、そのうち判決が確定したものが 48 件、取下げ 6 件で、令和 4 年 9 月末の時点で係争中の訴訟事件は 15 件となっております。このうち中国四国厚生局が 1 件、四国厚生支局でも 1 件が係争中となっておりますが、四国につきましては 10 月に勝訴が確定し、係争中がなくなった状況でございます。

これらの裁判におきましては、認定基準要領を合理的に評価いただいております。訂正請求の基本的枠組みに対して何ら変更を加えるようなことはない内容となっております。

34 ページ、35 ページは事務執行体制の説明でございます。36 ページは年金記録の訂正手続きの流れでございます。また 37 ページ以降は参考資料で制度のあらまし、また最近、令和 3 年度、令和 4 年度の月ごとの細かな数字を載せております。

大変恐縮ではございますが、以上で説明に代えさせていただきます。

○久行会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました議題 4 に関しまして、これは報告事項であって決議事項ではありませんが、委員の皆さま、何かご意見、ご質問はございますか。

特にないということよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この資料、今の報告について、後日聞きたいというようなことがあれば、事務局にお問い合わせいただければと思います。

以上をもちまして、本日の議題を終了させていただきたいと思っております。事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

連絡事項は特にございません。

最後に、四国厚生支局長 榎本よりごあいさつを申し上げます。

○榎本（四国厚生支局長）

四国厚生支局の榎本でございます。委員の皆さまにおかれましては、本日の総会におけるご議論、お疲れさまでございました。

年金の記録訂正にあたっては、内容を的確に把握し、迅速な調査を行った上、公平かつ公正な訂正決定等を行うことが重要と考えており、被保険者の皆さまの信頼を損なわないよう丁寧に対応していく必要があると考えております。

委員の皆さまにおかれましては、これから 2 年間の任期となり、各部会でご審議を賜りますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございます。

た。

○久行会長

どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議は、これもちまして終了とさせていただきます。委員の皆さま、どうもありがとうございました。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

久行会長、委員の皆さま、どうもありがとうございました。今後とも引き続き、部会の審議のほうをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

（終了）